

介護・障害分野の慰労金について

事業内容

利用者と接する職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する。

	介護	障害
対象施設・事業所	介護保険の全サービス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス
対象職員	対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員	

(給付額)

利用者に感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 (※)

- ※対象期間（令和2年1月26日から6月30日まで）に10日以上勤務した者であること
- ※一日当たりの勤務時間は問わない
- ※複数の事業所で勤務した場合は勤務日数を合算して計算する

その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員 (〇)

(通所・施設系)

感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
(訪問系)
感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合
※いずれも一日でも要件に該当する

20万円

上記以外の場合

5万円

5万円